

第3章 財政推計

財政推計は、本来、合併後の新市のまちづくりのための施策を積み上げることによって可能となるものであるが、その作業は、合併協議会における「市町村建設計画」の策定に委ねることとし、本勉強会においては、鳥取県西部地域の14市町村が合併した場合と合併しなかった場合を比較し、財政運営上どのような差が生じるのかという視点で行った。

第1節 財政推計の考え方

各年度の推計は、次の条件で行った。

1 社会経済情勢

社会経済情勢については、今後、著しい変動がないものという前提とする。

2 地方交付税制度

現在、国において地方交付税制度の見直しが進められているが、特に町村においては、歳入総額に占める地方交付税の割合が非常に高く、同制度がどう変更されるかによって、財政運営に相当の影響が生じることが予想される。

現時点において制度改正の動向を正確に把握することは困難なため、次の3つの仮定のうち、地方交付税が10%程度削減された場合を例に推計することとした。

(3つの仮定)

| 区 分 | 摘 要 |
|---------------------|---|
| 現行の地方交付税制度が維持された場合 | 既に段階補正等の見直しが行われているという現状から判断して、かなり楽観的な仮定である。 |
| 地方交付税が10%程度削減された場合 | 平成14年度以降は、国の地方交付税特別会計の新規借入れは一切行われぬ見込みであり、平成13年度の地方財政計画における地方交付税総額と13年度中の同特別会計の新規借入額の比率の端数処理を行ったもの。 (算式) $\frac{\text{新規借入額}}{\text{交付税総額}} = \frac{2 \text{兆} 9 \text{千億円}}{20 \text{兆} 4 \text{千億円}} = 14.2\%$ |
| 地方交付税が3分の1程度削減された場合 | 地方交付税法に定める国税5税の法定割合の範囲内の額(交付税原資)で地方交付税が交付されるところとした場合。 |

| | |
|--|--|
| | (算式) |
| | 20兆4千億円 - 13兆9千億円 = 6兆5千億円 (交付税総額) (交付税原資) (超過交付額) |
| | $\frac{\text{超過交付額}}{\text{交付税総額}} = \frac{6兆5千億円}{20兆4千億円} = \frac{1}{3}$ |

3 推計期間

推計の期間は、合併時期を平成16年度末に設定して、合併特例法に定める地方交付税の激変緩和措置が終了したあとの状況についても検証するため、平成32年度までとする。

4 歳入・歳出の総額

各年度の歳入・歳出の総額は、原則として、見込むことのできる歳入の範囲内において調整するものとする。

5 歳入の充当順位

歳入の充当順位は、歳出のうち人件費や公債費などの義務的経費への充当を優先し、残った財源を投資的経費に充当するものとする。

このため、著しい歳入不足が生じる年度においては、投資的経費の縮小によって対応する形となっている。

6 費目別の推計

歳入・歳出予算における費目ごとの推計は、平成12年度普通会計決算額を基に、過去の推移や人口の増減との相関関係等を勘案して行う。

(詳細は、21～22ページ「財政推計の考え方 費目別一覧」参照)

7 合併に伴う影響

新市の財政推計に当たっては、前6項に掲げる条件の他、合併特例債等の財政支援措置に基づく収入を見込むとともに、合併特例債の借入りに係る償還金、合併のスケールメリットによる経費削減額等を見込むものとする。

(詳細は、21～22ページ「財政推計の考え方 費目別一覧」参照)

財政推計の考え方 費目別一覧

【歳入】

| 区 分 | | 財 政 推 計 の 考 え 方 | 摘 要 | |
|--------------------|--------------------------|--|--|----------|
| 地 方 税 | 市 民 税 | 人口推計値×人口1人当たり決算額(平成12年度)×1.01 | 就業者人口(15歳～64歳人口) | |
| | 法 人 税 | 平成12年度決算額を基本とし各年度1%上昇見込 | | |
| | 固 定 資 産 税 | 土 地 税 | 平成12年度決算額を基本とし各年度2.5%上昇見込 | 負担調整上昇分 |
| | | 家 屋 税 | 平成12年度決算額を基本とし各年度4%上昇見込 | 評価替年度 5% |
| | | 償 却 資 産 交 付 金 | 平成12年度決算額据置 | |
| | 軽 自 動 車 税 | 人口推計値×人口1人当たり決算額(平成12年度) | | |
| | た ば こ 税 | 平成12年度決算額据置 | | |
| | 特 別 土 地 保 有 税 | 平成12年度決算額据置 | | |
| | 入 湯 税 | 平成12年度決算額据置 | | |
| | 都 市 計 画 税 | 平成12年度決算額を基本とし各年度2.5%上昇見込 | 境港市のみ | |
| 地 方 譲 与 税 | 人口推計値×人口1人当たり決算額(平成12年度) | | | |
| 利 子 割 交 付 金 | 平成11年度決算額据置 | | | |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 | 人口推計値×人口1人当たり決算額(平成12年度) | | | |
| ゴ ルフ 場 利 用 税 交 付 金 | 平成12年度決算額据置 | | | |
| 基 地 交 付 金 | 平成12年度決算額据置 | | | |
| 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 人口推計値×人口1人当たり決算額(平成12年度) | | | |
| 地 方 特 例 交 付 金 | 平成13年度交付税算定額据置 | | | |
| 普 交 | 基 準 財 政 需 要 額 | 平成13年度基準財政需要額に人口増、公債費算入分を加味 合併特例債分:合併特例債に係る公債費×70% 合併直後の臨時経費分:合併後5年間均等 | H16～H25合併算定替により合併し なかった場合の額を全額保障 H26～H30段階的に縮減 | |
| | 基 準 財 政 収 入 額 | 各年度歳入推計から積算 | | |
| 特 別 交 付 税 | | 平成11年度据置 | | |
| | | 合併移行経費:合併前(H16) | | |
| | | 公共料金・公債費負担の格差是正:合併後3ヶ年 | | |
| | 交通安全対策特別交付金 | 平成12年度据置 | | |
| 分 負 | 私 立 保 育 所 分 担 金 | 人口推計値×人口1人当たり決算額(平成12年度)×1.01 | 6歳未満人口 | |
| | そ の 他 | 人口推計値×人口1人当たり決算額(平成12年度)×1.01 | | |
| 使 用 料 | 公 立 保 育 所 使 用 料 | 人口推計値×人口1人当たり決算額(平成12年度)×1.01 | 6歳未満人口 | |
| | 市 営 住 宅 使 用 料 | 人口推計値×人口1人当たり決算額(平成12年度)×1.01 | | |
| | そ の 他 | 人口推計値×人口1人当たり決算額(平成12年度)×1.01 | | |
| 手 数 料 | 人口推計値×人口1人当たり決算額(平成12年度) | | | |
| 国 庫 支 出 金 | 生 活 保 護 費 | 人口推計値×人口1人当たり決算額(平成12年度)×1.015 | | |
| | 児 童 保 護 費 | 人口推計値×人口1人当たり決算額(平成12年度)×1.015 | 6歳未満人口 | |
| | 老 人 保 護 費 | 人口推計値×人口1人当たり決算額(平成12年度)×1.015 | 65歳以上人口 | |
| | 普 通 建 設 費 | 各年度普通建設事業費×充当割合(平均) | | |
| 県 支 出 金 | そ の 他 | 人口推計値×人口1人当たり決算額(平成12年度) | | |
| | 児 童 保 護 費 | 人口推計値×人口1人当たり決算額(平成12年度)×1.015 | 6歳未満人口 | |
| | 普 通 建 設 費 | 各年度普通建設事業費×充当割合(平均) | | |
| 財 産 寄 附 金 | 財 産 運 用 収 入 | 平成12年度決算額据置 | | |
| | 財 産 収 入 | 平成12年度決算額据置 | | |
| | 寄 附 金 | 平成12年度決算額据置 | | |
| 繰 入 金 | 平成12年度決算額据置 | | | |
| 繰 越 金 | 前年度歳入歳出差引額 | | | |
| 諸 収 入 | 貸 付 金 元 利 収 入 | 平成12年度決算額据置 | | |
| | そ の 他 | 平成12年度決算額据置 | | |
| 地 方 債 | 減 税 補 て ん 債 | 平成13年度交付税算定額据置 | | |
| | 臨 時 財 政 対 策 債 | 平成13年度交付税算定額、14年度以降は13年度×2 | | |
| | 合 併 特 例 債 | 建設事業分:標準全体事業費×95%÷10年間 合併基金積立分:標準基金規模×95% | | |
| | そ の 他 | 各年度普通建設事業費×充当割合(平均) | | |

(注)合併に伴う財政支援措置は、「網かけ」で表示している。

財政推計の考え方 費目別一覧

【歳出】

| 区 分 | | 財 政 推 計 の 考 え 方 | 摘 要 |
|------------------|-----------------------|--------------------------------|----------------------|
| 人 件 費 | 職 員 給 | 平成12年度決算額を基本とし給与改定率0.5%上昇 | 年次的に計550人抑制 |
| | 市長等特別職給与 | | 合併後削減 |
| | 議 員 報 酬 | 平成12年度決算額を基本とし4年ごとに給与改定率2.0%上昇 | 合併後195人減少 |
| | 委 員 等 報 酬 | | 合併後5%削減 |
| | 退 職 手 当 | 各年度見積 | |
| | 時間外・休日手当 | 平成12年度決算額据置 | 地震関連分を除く |
| | 期 末 勤 勉 手 当 | 平成12年度決算額据置 | |
| | そ の 他 | 平成12年度決算額据置 | |
| 物 件 費 | | 人口推計値×人口1人当り決算額(平成12年度) | 効率化による経費削減 各年15%減 |
| 維 持 補 修 費 | | 人口推計値×人口1人当り決算額(平成12年度) | |
| 扶 助 費 | 生 活 保 護 費 | 人口推計値×人口1人当り決算額(平成12年度)×1.015 | |
| | 児 童 保 護 費 | 人口推計値×人口1人当り決算額(平成12年度)×1.015 | 6歳未満人口 |
| | 老 人 保 護 費 | 人口推計値×人口1人当り決算額(平成12年度)×1.015 | 65歳以上人口 |
| | そ の 他 | 人口推計値×人口1人当り決算額(平成12年度) | |
| 補 等 助 費 | 一部事務組合負担金 | 人口推計値×人口1人当り決算額(平成12年度) | |
| | そ の 他 | 平成12年度決算額据置 | |
| 普 通 建 設 事 業 費 | | 各年度見積 | |
| 災 害 復 旧 事 業 費 | | | 平成14年度以降見込まず |
| 公 債 費 | 新 発 債 分 | 地方債推計に基づく償還額 | 15年償還(3年据置)固定金利1.4% |
| | | 合併特例債分:15年償還(据置3年)固定金利1.4% | |
| | 県 貸 付 金 分 | 各年度見積 | 地震分 |
| | 既 発 債 分 | 各年度見積 | |
| 一 時 借 入 金 利 子 | | 平成12年度決算額据置 | |
| 積 立 金 | 平成12年度決算額据置 | | |
| | 合併基金分:標準基金規模(H17年度のみ) | | |
| 投 資 及 び 出 資 金 | | 平成12年度決算額据置 | |
| 貸 付 金 | | 平成12年度決算額据置 | 地震関連分を除く |
| 繰 出 金 | 公 営 企 業 会 計 | 人口推計値×人口1人当り決算額(平成12年度) | |
| | 老 人 保 健 事 業 会 計 | 人口推計値×人口1人当り決算額(平成12年度) | 65歳以上人口 |
| | 国 民 健 康 保 険 会 計 | 人口推計値×人口1人当り決算額(平成12年度) | |
| | 介 護 保 険 事 業 会 計 | 人口推計値×人口1人当り決算額(平成12年度) | 65歳以上人口 |

(注)合併に伴う経費削減内容及び財政支援措置による歳出の影響は、「網かけ」で表示している。

第2節 財政推計の結果

各市町村及び新市の財政推計の結果は、次のとおりである。

1 合併しない場合

14市町村の財政推計結果は、27～40ページの表に示すとおりである。各市町村ともに地方税の大幅な伸びが期待できない一方で、地方交付税は減少し、歳入全体ではほぼ横ばい状態が続くこととなる。一方、歳出においては、人件費や扶助費等の義務的経費が増加する傾向にある。

こうした財政環境の中で、収支の均衡を図るためには、投資的経費の縮小で対応せざるを得ず、各市町村間でばらつきはあるものの、市部においては、通常年度の2～3割程度の事業費しか確保できない年度（平成25～27年度）が生じるほか、町村部においても、平成16～17年度にかけて4～6割程度の事業費しか確保できない団体が生じ、いずれの場合も投資的経費の削減を余儀なくされ、新たな事業の着手や大規模な改修が極めて困難になることが予想される。

2 合併した場合

新市の財政推計結果は、26ページの表に示すとおりである

(1) 予算規模

合併しない場合は、各市町村ともに毎年度の予算規模を縮小せざるを得ず、その合算額は1,090億円～1,110億円程度で推移する。

合併した場合は、合併に伴う財政上の影響額1,237億円（15年間の総額）によって、平成25年度までは、毎年度1,220億円程度の予算規模を維持することが可能となるが、財政上の主な支援措置の無くなる平成26年度以降は、再び予算規模の縮小を余儀なくされる。

(2) 歳入

歳入のうち最も影響の大きなものは合併特例債であり、新市のまちづくり計画（市町村建設計画）に基づく建設事業や地域振興等の基金造成に活用するため、10年間で717億円の借入れが可能となる。

この他、普通交付税や特別交付税などの合併に伴う国の財政支援措置により、歳入全体で913億円（15年間の総額）の収入増加を見込むことができる。

(3) 歳出

歳出については、まず、退職者不補充等の措置により段階的に15年間で550人の職員が抑制され、議員数の減少によるものを含めた人件費総

額は、平成25年度以降において、合併しない場合と比べて毎年度23%程度減少するほか、合併のスケール・メリットによる効率化等の影響でその他の経常経費も毎年度4%程度減少する。

その一方で、合併特例債の借入れに係る償還金が434億円程度（15年間の総額）増加するが、人件費やその他経常経費の減少により歳出全体で324億円（15年間の総額）の減少が見込まれる。

(4) 合併に伴う財政上の影響額とその用途

前述した歳入・歳出それぞれの合併影響額を合算すると、次表のとおり、15年間の総額で1,237億円程度の新たな財源を確保することが可能となる。

こうした財源の用途は、合併協議会における「市町村建設計画」の策定過程において協議されるべきものであるが、本推計においては、当初設定した「歳入不足は投資的経費の縮小によって対応する」という条件に鑑み、合併に伴って生じる新たな財源をすべて投資的経費に充当するものと仮定した。

こうした仮定の下だと、合併しない場合の各市町村の投資的経費の合算額は、通常年度（230億円程度）と比較すると、平成16年度～平成21年度までは約7割の額を確保することができるが、平成22年度～平成30年度までは5割～6割の額しか確保することができず、新規事業はもちろん、通常的生活基盤の整備にも支障が生じることが予想されるが、合併特例債（建設事業分）等の活用により、平成25年度までは一定の額の投資的経費を確保することが可能となる。

合併年度の平成16年度から国の財政支援措置が活用できる最終年度の平成30年度までの15年間の歳出、歳入の影響額は、次のとおりである。

【歳入】

（単位：百万円）

| 項目 | 金額 | 摘要 |
|-------|--------|------------------|
| 合併特例債 | 67,797 | 建設事業分（10年間） |
| | 4,000 | 基金造成分 |
| 普通交付税 | 3,000 | 合併直後の臨時的経費（5年間） |
| | 30,399 | 合併特例債公債費算入分（70%） |
| | 15,870 | 合併後激変緩和措置による減額分 |
| 特別交付税 | 500 | 合併移行経費 |
| | 1,500 | 公共料金・公債費負担の格差是正等 |
| 計 | 91,326 | |

【歳出】

(単位：百万円)

| 項 目 | 金 額 | 摘 要 |
|-------|--------|-------------------------|
| 人 件 費 | 50,836 | 職員数 550 人抑制、議員数 195 人減少 |
| 扶 助 費 | 3,890 | 生活保護・知的障害等の措置費の増 |
| 公 債 費 | 43,429 | 合併特例債元利償還 |
| そ の 他 | 28,923 | 効率化による経費削減 |
| 計 | 32,440 | |

* 合併後 15 年間のまちづくりの財源

91,326 百万円 - 32,440 百万円 = 123,766 百万円

(1 年間の平均 概ね 8.2 億円)

(5) 地方交付税の見通し

前述したとおり、本推計は、現在の社会経済情勢に著しい変化がなく、地方交付税の額が 10% 程度減額された場合を想定して推計したが、地方交付税の 10% 減額は最低限予想されるところであることを認識する必要がある。

つまり、平成 13 年度における国の財源不足の補填措置に目を向けると、地方交付税特別会計の借入金の償還繰延べ（平成 15 年度まで 3 年間）が 1 兆 7 千億円もあり、当該措置が解除されるはずの平成 16 年度には、さらに 1 兆 7 千億円もの財源が不足することとなり、この財源調整を地方交付税の交付額の減額で対応するということになれば、地方交付税の額は、現在より 22% も減額されることになってしまう。

こうした財政環境を冷静に見つめてみると、今後の地方財政の運営は、本推計値が示す以上に相当厳しい局面が予想されることを覚悟しなければならない。

(6) 将来展望

前項で述べた厳しい財政状況に加え、合併に伴う財政上の影響は、実質的には平成 25 年度までしかなく、平成 26 年度以降は、人件費を始めとする合併によるスケール・メリットの部分だけとなってくるため、予算規模を縮小せざるを得ず、市町村合併が遠い将来にわたっての円滑な財政運営までも保障するものではないことを深く認識する必要がある。

このため、鳥取県西部地域における大同合併に真の財政上の効果を見出すためには、当面 10 年間の支援措置だけに頼るのではなく、より一層の行財政基盤の強化に努める必要があると考えられる。